

相談支援事業

障害福祉サービスや障害児を対象としたサービスを利用する際には、サービス等利用計画書の提出が必要になります。サービス等利用計画書の作成は指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に依頼することができます。事業者は利用者の希望を反映したサービス等利用計画を作成し、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう連絡、調整を行います。

〔相談支援〕

種 類		内 容
①計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、利用者の心身の状況、希望を勘案し、サービス等利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病棟に入所・入院している18歳以上の障害者を対象に、地域移行支援計画の作成、相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
③障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、利用者の心身の状況、希望を勘案し、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

